

地震調査研究推進本部における地震調査研究の推進

資料2-3

(1) 経緯

- ・ 阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、全国にわたる総合的な地震防災対策を推進するため、地震防災対策特別措置法が議員立法によって制定された。（平成7年7月）
- ・ 同法を基に行政施策に直結すべき地震に関する調査研究の責任体制を明らかにし、これを政府として一元的に推進するため、政府の特別の機関として「地震調査研究推進本部」を設置。

○地震調査研究推進本部の構成

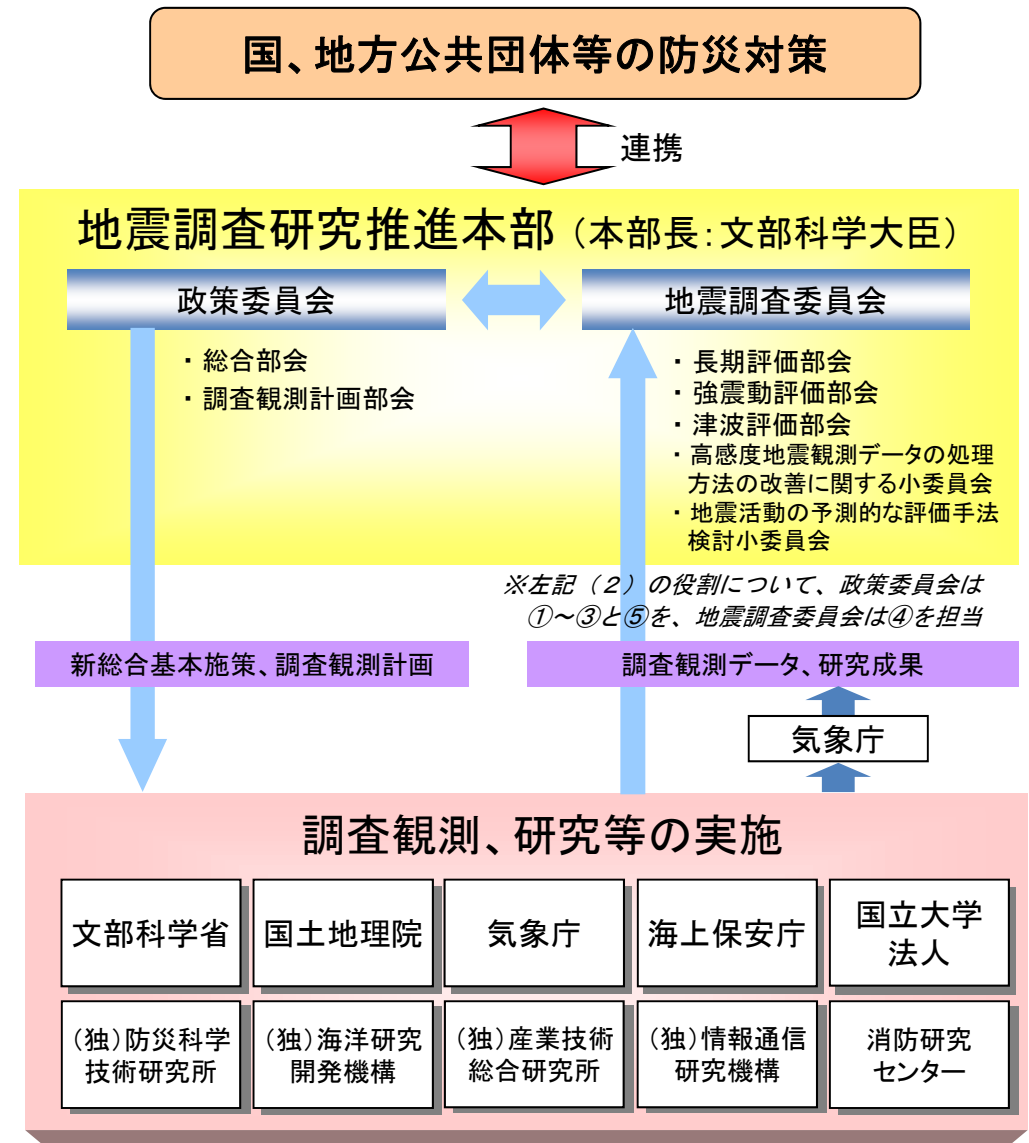
- ・ 本部長は文部科学大臣。本部員は関係府省の事務次官等。
- ・ 本部の下に関係省庁の職員及び学識経験者から構成される「政策委員会」と「地震調査委員会」を設置。

(2) 地震調査研究推進本部の役割（地震防災対策特別措置法第7条第2項）

- ① **総合的かつ基本的な施策の立案**（※1）
- ② **関係行政機関の予算等の調整**（※2）
- ③ 総合的な調査観測計画の策定
- ④ 関係行政機関、大学等の調査結果等の収集、整理、分析及び総合的な評価
- ⑤ 上記の評価に基づく広報

※1 平成21年4月に「新たな地震調査研究の推進について－地震に関する観測、測量、調査及び研究の推進についての総合的かつ基本的な施策－」（新総合基本施策）を策定し、平成24年9月に改定

※2 総合部会によるヒアリング・審議等を踏まえ、「地震調査研究関連予算の概算要求について」を政策委員会において承認、本部会議において決定。また、関係機関の政府概算要求・政府予算案について照会及びホームページで公表



※ 地震調査研究推進本部員：内閣官房副長官、内閣府事務次官、総務事務次官、文部科学事務次官（本部長代理）、経済産業事務次官、国土交通事務次官